

平成 31 年度第 2 回庁議提案 審議・**報告**・その他
 提 出 日：平成 31 年 4 月 23 日
 担当部・課：健康部介護保険課〔内線 2432〕

①件 名
介護保険第 1 号被保険者の低所得者軽減強化に伴う保険料の減額について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法の改正により、平成 27 年 4 月から消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減が一部実施されているところであるが、本年 10 月以降の消費税 10%への引き上げに合わせて更なる軽減強化が行なわれることとなり、低所得者の第 1 号保険料が軽減されることとなった。</p> <p>【目的】 介護保険第 1 号被保険者保険料の軽減策を実施することにより、低所得高齢者の負担軽減を図る。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号） 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号） 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号） 石巻市介護保険条例（平成 17 年条例第 165 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 27 年 4 月 「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 211 号）」及び「介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 92 号）」の公布（平成 27 年 4 月 10 日施行）</p> <p>平成 31 年 3 月 「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 118 号）」及び「介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 54 号）」の公布（平成 31 年 4 月 1 日施行）</p>

⑤主な内容			
【具体的な軽減幅】			
段階	対象者	保険料基準額に対する割合及び保険料	
		現 行	平成31年4月～
第1段階	・生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者	0.45 31,860円/年	0.375 26,550円/年
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者	0.75 53,100円/年	0.625 44,250円/年
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の者	0.75 53,100円/年	0.725 51,330円/年
※保険料基準額 70,800円/年（※第5段階保険料額） ※第1段階の者については、平成27年4月から既に保険料軽減を一部実施し、割合を0.5から0.45に軽減している。			
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）			
【影響・効果】			
第1号被保険者のうち低所得者の経済的負担の軽減を図ることが出来る。			
【財源措置】			
	該当者数（人）	軽減額（円）	
第1段階	8,282	73,295,700	
第2段階	3,714	32,868,900	
第3段階	3,205	5,672,850	
計	15,201	111,837,450	
軽減された保険料について以下の財源措置 国：1/2（低所得者保険料軽減負担金） 県：1/4（低所得者保険料軽減負担金） 市：1/4			
⑦他の自治体の政策との比較検討			
他市町村においても、同様の改正を行なう。			
⑧今後の予定及び施行予定年月日			
平成31年6月 市議会第2回定例会に石巻市介護保険条例の一部改正を提案 （施行予定年月日：公布の日、平成31年4月1日遡及適用） 同定例会に低所得者の軽減に伴う補正予算案を提案			
⑨その他			